



蘭領期インドネシア華人の多重「国籍」と法的地位 の実相

貞好, 康志

(Citation)

近代, 96:1*-34*

(Issue Date)

2006-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81001743>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001743>



蘭領期インドネシア華人の多重「国籍」 と法的地位の実相

— More than Dual “Nationalities” and Legal Status
of Chinese in Colonial Indonesia —

貞 好 康 志

はじめに

本稿は、20世紀前半を中心とするインドネシア（1945年まではオランダ領東インド、以下略して蘭印）における中国系の移民や子孫（以下、華人と総称）⁽¹⁾の、国家との関係における法的地位の変動過程を整理し、その多元性・重層性を浮き彫りにするとともに、それらの諸要因を歴史的に考察しようとするものである。

現代の世界で、国家との関わりにおける人間の法的地位の最も基本的なものは国籍（nationality）であろう。国籍は、ある人間が特定の国家へ帰属することを表す法的な紐帯である。そのような国籍の概念と制度は、18世紀以降のヨーロッパで近代国家群が互いに競合しながら発展する中で形成され、19世紀から20世紀にかけてヨーロッパによる植民地支配を主要な媒介要因として世界中に普及した。全ての人間が国籍を持つべきとの理念は、1930年ハーグ条約⁽²⁾で「一人一国籍」の原則と共に謳われ、第2次世界大戦を経て、1948年の世界人権宣言第15条第1項にも「一つの国籍を持つ権利」として盛り込まれた⁽³⁾。

世界の空間とあらゆる人々が諸帝国や植民地国家、ついで国民国家群によっ

て分割され尽くしてゆく近現代においては、どこかの国に属することによって、人々の政治・社会生活における基本的な権利が初めて保証される。同時に義務も定まる。無国籍では生活の基盤となる諸権利や保護がどの国からも与えられない。逆に多重国籍だとどの国の主権・管轄下に入るか、どの国の政府に対して義務の遂行が求められるのか、曖昧になることがある。どの国の法に則ってどう納税するか、あるいは戦争状態に巻き込まれた時どの国に忠誠を誓うか、などは端的な例であろう⁽⁴⁾。

ハーグ条約や世界人権宣言で国籍保有の権利や一人一国籍の原則がわざわざ謳われたということは、逆に考えると、20世紀前半から中葉にかけて、国籍の概念と制度が普遍化・規範化すると同時に（むしろそれゆえに）多重国籍や無国籍の状態に陥っている人々の存在が国際的な問題として浮かび上がった、ということの意味しよう。無国籍者や多重国籍者をめぐる諸問題がすなわち国籍問題である。それは本人や家族にとっても往々にして死活的問題だが、とりわけ集団規模で起きると国際問題にも発展する。

国籍問題が発生する要因は様々だが、国籍という概念・制度が普遍的規範となる反面、誰がある国の民となるかを決定する国籍法の制定が各国の専権事項であること、しかも国籍の決め方が統一されておらず、複数の原則が並存していることが根底にある。もう一つは、領域国家によって世界中の空間が囲い込まれ「国境」が創出・強化された近代以降に、それと反比例するかのごとく、かつてなく大量の人々がその国境を超え移動する現象が同時に起きたことである⁽⁵⁾。複数の国籍決定原則、代表的には生地主義と血統主義のはざままで無国籍や多重国籍になった人々は、移民・難民など何らかの理由で国境を超え「移動」した人々かその子孫であることが多い。

このような国籍問題の当事者として、東南アジアの華人は典型的な人々だった。また、東南アジアの国民国家統合における所謂「華人問題」にとっても、国籍問題は重要な領域を成してきた。華人問題には大きく分けて国家や政府に

とっての政治・経済的な局面と、当事者である華人の暮らしやアイデンティティに関わる局面があるが、いずれにおいても、彼（女）らの国籍のありかを確定することは、基底的・前提的な問題であった⁽⁶⁾。

東南アジア華人の国籍問題は、ほとんどの場合、「二重国籍」の問題として捉えられてきた。すなわち、中国と居住国の国籍を同時に保持している状況があり、それは当事者にとってもいずれの国にとっても不都合だと認識のもと、二重国籍状態の解消が目指されてきた、という捉え方である。これはインドネシアについても同様である。むしろ、東南アジア華人の二重国籍問題という時、最も頻繁に代表例に挙げられるのはインドネシアだといってよい。それには、1955年インドネシア自身がホスト国となって開催された第1回アジア・アフリカ会議の折、中華人民共和国との間で二重国籍の解消をめざす条約を同国が他国に先駆け締結したこと、その後両国の政治的混乱や外交関係の悪化と共に問題の解決が紆余曲折をきわめ、両国関係ひいては東アジアの国際情勢にながく影を落としたことなどが影響しているだろう。

インドネシア華人の二重国籍問題の「淵源」として、20世紀初頭の清朝と蘭印政府による国籍法制定の応酬も、しばしば引き合いに出される。すなわち、1909年清朝が血統主義に則った国籍法を發布、これに対し翌1910年蘭印政府が生地主義による臣民法を制定した。これにより、蘭印生まれの華人は二重国籍状態に陥った、という説明である。

その経緯自体は概ねその通りだが、これらをもって、あたかもインドネシア華人の国籍問題イコール植民地期から引き継がれた「二重国籍」問題だ、と単純化することには問題がある。例えば、中国の国籍法における血統主義は、末期清朝・中華民国・中華人民共和国を通じほぼ一貫して継承されたが、インドネシアが1958年初めて自前の国籍法を制定した時、蘭印時代の生地主義から一転して血統主義に切り換えたことに注意を払う研究書はほとんどない。1955

年の条約締結以降も、特に1960年代後半から1980年代にかけては、インドネシアの華人の多くが二重国籍というより無国籍（国籍不確定）状態に置かれていた、という方が実態に近い。また、20世紀後半を通して、「中国」は中華人民共和国と台湾に事実上分裂していたが、台湾との三角関係という視点を取り込んだ研究は筆者の知る限り存在しない。

このように20世紀後半（インドネシア独立以降）についても多くの研究課題が残るが、それらに取り組む前段階の作業として、本稿では、20世紀前半、特にオランダ植民地期の状況を整理することに主眼を置く。インドネシア華人の国籍問題を考える上で、20世紀前半の蘭領期は同世紀後半以上に複雑な状況であり、研究課題が多い。また、上述した清朝と蘭印政府間の応酬以外にも、20世紀前半の問題が、20世紀後半ひいては今日にまで至る「華人問題」になお尾を引いていると思われる事柄が少なからず存在するからである。

インドネシア華人の国籍問題を直接の対象とする研究として、Willmott [1956]、蔡 [1993]、Coppel [1970;2002] などがあり、それぞれ参考となる。また、インドネシア華人を対象とする研究が部分的に国籍問題に言及している場合も多い。だが、どの研究をとっても、次の視点のいずれか又は複数が欠けており、なお包括的とは言い難い⁽⁷⁾。本稿の視座における特徴は、（1）蘭印もしくはインドネシアの「一国研究」に陥ることなく、広域東アジア（狭義の東アジアと東南アジアを含む）全体を見渡すと同時に、ヨーロッパ特にオランダ本国の動向も加えた広い視座に立つ。（2）20世紀前半の広域東アジアの大半が、帝国およびその一部たる植民地の状況にあったことを重視する。具体的には、清朝や蘭印を含め、帝国や植民地である以上、「国籍」が登場する以前も以後も、それと似て非なる「臣民権」(subjectship) や「市民権」(citizenship)、さらに「人種」(race) などを基準とする住民区分と法的待遇における差別が実際的な意味を持っていたことに着目する⁽⁸⁾。（3）当事者たる華人の間に、国籍や法的地位をめぐる状況を克服、ある場合には利用しようとする主

体性があったことに目を配る。

これらの視点に立って、本稿では以下、3節構成で考察を進めてゆく。第1節では、19世紀以降の近代植民地支配下における華人の法的地位の変遷とその諸要因を、第2節では、清朝とオランダとの間で生じた蘭印華人の「二重国籍」状態（と一般にいわれる事態）の実相を探る。第3節では、蘭印華人による「ヨーロッパ人」と同等な法的地位獲得の努力のうち、あまり知られていない幾つかの側面について明らかにする。最後に20世紀後半（インドネシア独立および中華人民共和国成立後）の国籍問題や華人問題全体に接続する研究への展望を覚え書きとして記すが、基本的には20世紀前半という歴史時代それ自体に即した理解を主眼に置く。

第1節. 植民地複合社会における華人の法的地位

のちの「国籍」にもつながっていく蘭印華人の法的地位を考える時、一つの出発点になるのは、1854年統治法（Regeringsreglement、通称R.R.）である。18世紀末に解散したオランダ東インド会社に代わって19世紀にはオランダ国家自体が東インド植民地の経営主体となってゆくが、1854年に成立し翌年発効した統治法は、蘭印統治の規則全般を初めて包括的に定めたもので、実質的に植民地の憲法として機能した⁹⁾。その第6篇において東インドの「居住者（ingezetene ないし bevolking）」に関する規定が初めて設けられた。「植民地を統治するためには、領土に対する主権の存在を確認するだけではなく、そこに居住する住民を区分し、管理していくことが前提となる」〔吉田2002:117〕からである。

こうして設けられた植民地期の住民区分として、今日まで最も頻繁に引き合いに出されてきたのは、「ヨーロッパ人（Europeanen）」、「原住民（Inlanders）」、「外来東洋人」（Vreemde Oosterlingen）という三つのカテゴ

リーから成る、いわば三分法である。この中で華人は、アラブ系、インド系住民などと共に、出生地を問わず、「外来東洋人」の一範疇として分類される。この三分法は、1930年代末にファーニヴァル [Furnivall 1939] が蘭印社会を描く際の基本的な枠組とされた。彼がこの書の中で提示し反響を呼んだ「複合社会 (Plural Society)」の具体的なモデルとして、現在に至るまで蘭印の社会構造についての言説に大きな影響を及ぼしている¹⁰⁾。

しかし、1854年の統治法そのものは、居住者を「ヨーロッパ人」と「原住民」の二つに峻別した点に最大の特徴がある。厳密には、その109条で「ヨーロッパ人」及び「それと同等視される者 (gelijkgestelde personen)」と、「原住民」及び「それと同等視される者」とが区分された¹¹⁾。永積 [1980:139-140] は、19世紀前半まで「キリスト教徒及びユダヤ教徒」と「それ以外の者」が区別され異なる法律下に置かれたり (1826年以降)、「原住民キリスト教徒」の категория が創られヨーロッパ人と同等にみなされる (1847年) など、「宗教」が住民区分の主要な基準であったのに対し、1854年統治法以降、「人種」(ras) による区別こそが住民区分の第一の基準になったことを強調する¹²⁾。この「二分法」の中で、華人は他の外来東洋人と共に、「原住民と同等視される者」という第二カテゴリーに位置付けられていたのである。

コペルの最近の研究 [Coppel 2002:132-135] も指摘している通り、「ヨーロッパ人/原住民/外来東洋人」という三分法が制度化されたのは意外に新しい事態である。部分的な法改正としては幾つかの説があるが、法的な制度的枠組の完成という観点からは、1925年説が最も有力である。この年、1854年統治法を約70年ぶりに全面改正した東インド国家組織法 (Indische Staatsregeling、通称I.S.) が発布され、その163条で華人を中心とする「外来東洋人」の区分が「原住民」の範疇から明確に独立したからである¹³⁾。

とはいえ、1925年以前、19世紀後半の段階で、統治法上は「原住民と同等視される者」と規定された華人が、実際には様々な点で原住民とは別扱いされ、

事実上「ヨーロッパ人」、「原住民」と鼎立する第3の住民カテゴリーをなしていた面も否めない。例えば、華人を含む外来東洋人は、刑法の面ではヨーロッパ人用の法廷（Raden van Justitie）と別に置かれた原住民用裁判所（Landraden）、また軽犯罪については警察裁判所（politie rol）で裁かれたが、1856年以降、民法と商法の面ではオランダの法律が少なくとも一部の外来東洋人（オランダ人と商取引の関係を持っていた者）に適用された。民法の中でも家族法と相続法に関しては華人独自の法律が適用された（1919年以降、蘭印生まれの者、すなわち後述するオランダ臣民身分に入った者については、オランダ式の家族・相続法の下に置かれるようになる）¹⁴⁴。

「外来東洋人」の中でも、華人はアラブ系やインド系住民その他に比して圧倒的に人口が多く（例えば1930年の国勢調査で華人は蘭印全土に約119万人居住していたのに対し、その他の外来東洋人は総計で約11万人に過ぎなかった）[*Volkstelling 1930*]、1860年以降の「植民地報告（*Coloniale Verslagen*）」でも他の外来東洋人とは区別されて独自に人口をカウントされていた¹⁴⁵。このように華人が原住民と異なる独自の扱い、外来東洋人の中でも別格の扱いをされたのは、とりわけ19世紀の植民地経済の中で、村落で一次生産に従事する原住民とヨーロッパ人資本家層とを取り結ぶ仲介商業や、植民地財政を支える徴税請負制度をも華人が中心的に担っていたことが影響しているだろう。

蘭印、特に行政や経済の中心であったジャワでは、華人の中でも代々定住し原住民社会と通婚を重ねた結果、現地生まれで文化的にも現地語を母語とするなど混交文化の特色をもつプラナカンが、中国生まれの newcomer トトツを人口的に凌駕していた（例えば1920、1930年の国勢調査ではプラナカンが7～8割を占めた）¹⁴⁶。両者は互いに異なる文化集団だとの認識を持っていたが、蘭印政府は出生地や文化実態などに関わらず、すなわち、プラナカンとトトツをひっくるめ、*Chinezen*（「中国人」ないし「シナ人」の語感に最も近い）と一括把握していた。東インド会社支配の最初期、1619年バタビアに「中国人」

を統括するカピタン職が設置されて以来、特に1740年以降はジャワを中心とする各都市でプラナカンを含む華人は居住区指定制度（wijkenstelsel）に閉じ込められ、カピタンをはじめオランダ側の任命した頭目による間接支配のもとに置かれていた¹⁷。

1900年バタビアで最初に設立され、ジャワを中心とする全土に瞬く間に広まった中華会館（Tiong Hoa Hwee Koan）に代表されるように、20世紀に入る頃から、代々定住するプラナカンと新たに流入するトトツの交錯と協力の中で、両者を含めた「華人（中華の福建音 Tionghoa とインドネシア語の人 orang の合成語＝中華人 orang Tionghoa）」ないし「中華民族（bangsa Tionghoa）」としての集団的自己意識が発生し、近代的な政治運動や社会組織の結成、独自の学校教育運動などが始まる。この要因として、一方では、清末の政治的動乱を背景に、清朝の官吏、康有為などの変法派、孫文に代表される革命派が東南アジアを訪れ在外華人（彼らを指して「華僑」という呼称がこの時初めて広まった）への影響力を競ったことも無視できない。しかし、そのような外的要因とともに、蘭印植民地社会の法的枠組の中で、華人が「中国人／外来東洋人」と一括され、かつ様々な差別待遇に晒されていたこと、しかもそれへの不満が高まっていたことが重要である¹⁸。上述した差別的裁判制度、居住区指定制度、それとセットになった旅行制限制度（passenstelsel）はその筆頭としてしばしば指摘されるが、たとえ何代定住しようとも「原住民」ではない「外人」として土地所有権が与えられなかったこと、逆に原住民には課されない財産税を徴収されたこと、「中国人らしい衣服」や辮髪の強制、華人であるがゆえに官吏登用や公教育から実質的に排除されていたことなども不満の種であった¹⁹。

これらの差別待遇のうち幾つかのものは、1910年代以降、建前上もしくは実質的に緩和・廃止に向かう²⁰が、その基礎となった華人の法的身分—蘭印の「居住者」として植民地の法律に服すが、「ヨーロッパ人」と峻別され、「原住

民」とも区別された「外来東洋人」とされたこと、その中でもプラナカンとトッを問わず「中国人」と一括されたこと—自体は決して廃止されることなく、次節で述べる「国籍」（らしきもの）の登場後も、相互に重なり合いながら全て生き続けたことがきわめて重要なポイントである。

第2節. 清朝—蘭印間の国籍法の応酬をめぐる諸問題

1910年前後、清朝による血統主義国籍法の制定とオランダによる生地主義臣民法の発布によって、蘭印生まれの華人が清・オランダに両属する結果となり、これが現代的な二重国籍問題の淵源になったとされることについては、序論で触れた。本節では、この応酬と国籍の「二重性」に関する諸問題を整理検討する。

まず、1909年3月28日付で発布された清朝最初の近代的国籍法「大清国籍条例」が、在外華人に対する歴代王朝とりわけ明・清の棄民政策、無干渉主義を大転換したものであったことは従来の諸研究が指摘する通りであろう²¹。やや巨視的な観点からは、海外で活動する自国の変法派や革命派のみならず、アジアの植民地化を進めつつあった欧米列強との対抗に迫られた清朝が、数の上でも政治・経済的にもいまや無視し得ぬ存在となった在外華人を取り込もうとする策だったとみることができる。だが、よりつぶさにこの国籍法制定の経緯をみた時、前年1908年にほかならぬ蘭印華人の一部から速やかな国籍法制定の要請があったこと、その蘭印華人たちはオランダ本国議会での新しい（結果的には臣民法となる）国籍法制定の動きを知っており、彼らをオランダ側にとりこもうとする内容に危機感を覚えていたことなどを指摘した、Li [1990] らの研究成果は、清朝とオランダの応酬において、両国政府のみならず、華人自身が重要な媒介主体であった点に光を当てており、非常に興味深い²²。

他方、オランダ政府が1910年2月10日に公布した臣民法は、大局的にみれば

ば、近代植民地国家の完成途上の一般的要請に根ざすとみることができるが、短期的・直接的には、清朝との対抗における「華人問題」への対応の一環という面が強い。1900年バタヴィア中華会館の設立以降、蘭印華人の運動は次々に発刊されたマレー語（後のインドネシア語）の新聞を主要なメディアとしながら勢力を強めていた。それらは全体として、蘭印における華人への差別待遇の撤廃を要求するものであったが、中には孫文らの革命思想の影響を受けて反植民地主義、ひいては反オランダの姿勢を明確にするものもあった。他方では、1908年ジャワ人を中心とする民族主義団体ブディ・ウトモが結成されるなど、「原住民」の間でも（華人の政治組織や新聞という最新メディアをモデルとしつつ）後のインドネシア・ナショナリズムにつながる運動が勃興した。華人と「原住民」を分割統治したのはオランダ植民者自身であるが、その区分にそった両者の「ナショナリズム」が競合的に発展することや、住民レベルで両者の衝突を招く（実際1912年華人とジャワ人・アラブ人の間の暴力的衝突が各地で発生する）ようなことは、植民地の「秩序と安寧」を何より重んずる蘭印政庁にとってゆゆしき事態であった。

この前後に蘭印政庁は、1908年華人子弟向けのオランダ式学校（HCS）を設立し始め、各地の中華会館が併設した中華学校とそこで行われる中国志向の教育に対抗した。1914年には旅行制限制度と警察裁判所を廃止するなど華人側の要求に一定の譲歩を示し、1918年に開設する植民地参議会（Volksraad）やそれに先だって創設された地方議会にもオランダ臣民である華人用に一定議席を用意するなど、蘭印生まれ華人への懐柔策を打ち出す。オランダ臣民法は、対華人政策としてはこうした流れの中に位置付けられるのである²³。

血統主義を採る清朝国籍法と出生地主義に立つオランダ臣民法のはざままで、蘭印生まれの華人の地位が複雑になることは、両国政府によって十分に認識されていた。この問題は、1911年5月3日に締結された蘭領植民地における清国領事の設置条約で、領事館開設を急ぎたい清国側が妥協する形で解決が図ら

れた。すなわち、清朝政府は、蘭印生まれ華人がオランダとその植民地領内にいる限り、オランダの法律に服すべきことを承認したのである。逆にオランダ側は、蘭印生まれ華人が蘭領を離れた時には、中国籍かオランダ籍かを自由に選択することができる、と認めた²⁴。しかし、清朝が、血統主義に基づく在外華人の中国への帰属と、彼らに対する中国の主権の主張自体を放棄したわけではない。領事条約締結から5ヶ月後に武昌蜂起で始まった辛亥革命の結果、清朝は倒れるが、翌年成立した中華民国は、国籍法における血統主義を引き継いでゆく²⁵。これをもって、蘭印生まれの華人は潜在的に二重国籍状態に置かれ続けた、といわれることが多いのである。

だが、それに加えて、オランダ王国との関係において、あるいは本国と植民地を含めたオランダ帝国内部においても、蘭印の華人がダブル・スタンダードのはざまに置かれた点を見逃せない。むしろ、蘭印領内に住むほとんどの華人にとっては、こちらの方が実生活上、より切実な問題であった。オランダ臣民法は、1910年代に設立される地方議会やその頂点に立つ植民地参議会の被選挙権や官吏被任命権、永代借地取得権、鉱業取得権の伴う臣民身分 (*onderdaanshap*) を保証するものであったが、それはオランダ国民ないし市民としての地位 (*Nederlanderschap*) とは別物だった。

近代国民国家の成員としての政治的権利を伴う市民権 (英語の *citizenship* にほぼ相当するオランダ語の *burgerschap*) は、19世紀半ばから後半にかけてのオランダで、徐々に法制化されていった。1848年に欧州二月革命の影響を受けて行われた憲法改正は、立憲主義を確立し、「国民国家オランダ」の成立を画するものであった [吉田2000:4, 2002:118] が、その憲法第5条は、市民権 (参政権及び公務就任権) を享受するにはオランダ国民でなければならないことを定めた。これを受けて1850年に成立した国籍法第1条1項は、「市民権の享受に関するオランダ人とは、ヨーロッパにおける王国内に定住する両親から出生した者」と定め、事実上、植民地の「原住民」(ならびに1854年の統治

法で「原住民と同等視される者」とされる華人などの「外来東洋人」を「オランダ国民（市民）」から排除した²⁶。1892年に発布された「オランダ国籍及び居住権に関する法律」（Wet op het Nederlandschap en het Ingezetenschap）は改訂国籍法と捉えられるが、これも第1条で、市民としてのオランダ人（Nederlander）を「オランダ人の地位を持つ者から生まれた者」だと、典型的な血統主義によって規定していた [Gautama 1958:10]。

1892年の改訂国籍法では、オランダ国籍を保持しない者は外国人だと規定したが、これによって、植民地の「原住民」（並びにそれと同等視される「外来東洋人」）はオランダの統治に服しながら、国籍上は外国人とみなされる事態に陥った。この不都合を解消し、植民地の「原住民」や「外来東洋人」が国際法上オランダに帰属することを明確にするために発布されたのが、1910年の臣民法だったという面もある [吉田2002:138]。

だが、重要なことは、この臣民法はそれ以前の国籍法にとって代わるものではなかった、という点である。市民的権利を伴う「オランダ人」を血統主義に則って規定する法的状況は、そのまま生き続けた。そもそも1910年臣民法の正式名称は、「非オランダ人の（ための）オランダ臣民権法」（Wet houdende regeling van het Nederlands onderdaanschap van niet-Nederlanders）であった。華人は（その他の「外来東洋人」や「原住民」と共に）オランダ臣民（Onderdaan）となっても、オランダ市民（Nederlander）としての政治的権利からは周到に排除されていたのである。中国側の血統主義国籍法との対比において、1910年オランダ臣民法は生地主義国籍法の典型とされるのが一般的な見方だが、実はその中に植民地的な血統主義があからさまに潜り込んだ「入れ子構造」になっていた、という方が実態に近いのである。

第3節「ヨーロッパ人」身分を目指して

法的地位や「国籍問題」の当事者たる華人の主体性に注目しようとするとき、最も眼につきやすく、実際これまでの研究の主要な対象となってきたのは、政治・社会的組織化や新聞などの言説を通して表現される「華人運動」である。蘭印における華人運動は、前節までに触れた「中国志向」の運動だけでなく、1910年代後半以降はむしろ「オランダ志向」ないし「蘭印志向」と呼ぶべき方向が、華人向けオランダ学校の普及と共に裾野を広げ、力を得てゆく。その代表は、オランダ式教育を受け、場合によってはオランダ本国にまで留学したプラナカン新世代の企業家や専門職業層であった。彼らはオランダ領東インド国家という政治的枠組やその臣民としての身分を受け入れ、自分たちの集団的利益を擁護しようとする点、中国との政治的・文化的紐帯をより重視する第一の潮流と立場を異にしていた。しかし、蘭印植民地における華人への差別的待遇に不満を抱き、ヨーロッパ人と同等の法的待遇を要求する点で、両者は共通していた。実に、ヨーロッパ人との法的地位の「同等化」＝オランダ語の *gelijkstelling*こそ、植民地期華人運動を貫く中心的スローガンだったのである。

中国志向であれオランダ（あるいは蘭印）志向であれ、運動レベルでの「同等化」は、植民地における華人ないし「中国人」(Chineezen)を「丸ごと」ヨーロッパ人と同等の地位に格上げするよう要求する点に特徴があった。このように、「民族」ないし「出身国」による集団全体の「同等化」要求が運動の基調となったのには、先例となるモデルが影響を与えたと考えられる。1899年に成立した「日本人法」(Japannerwet)がそれである。これ以前、蘭印在住の日本人は、華人やアラブ人、インド人などと共に1854年統治法の「原住民と同等視される者」に分類されていたが、欧米諸国との不平等条約改正の一環として、オランダとの間に結び直された日蘭通商航海条約(1894年の日英通商航海条約に準じ、1899年発効)を受け成立したこの法律によって、これ以降、「ヨーロッパ人と同等視される者」の待遇を受けることになったのである。こ

の日本人の格上げが、19世紀半ば以来の蘭印における「人種」に拠った住民区分に初めて風穴を開け、華人運動の勃興にも刺激を与えたことは間違いのない²⁷⁾。

蘭印在住日本人のヨーロッパ人との同等化は、富国強兵・殖産興業をスローガンとする「近代化」がともかくも進展をみせ、欧米列強と伍す「強国」として急速に国際社会で台頭しつつあった本国日本の力を後ろ盾にしたものにほかならなかった。だからこそ、蘭印華人の「中国志向」グループは、学校教育やマスメディアによる啓蒙などを通じて植民地における自分たちの社会の近代化を目指すと同時に、「祖国・中国」の近代的強国化を待ち望み、一部の人々は時に応じて精神的支援のみならず物的・金銭的支援（投資・義捐金・故郷での学校建設など）をも惜しまなかったのである。

だが、辛亥革命後の中国の政情は混乱をきわめ、国内の「近代化」も国際関係における「強国化」もなかなかおぼつかなかった。ようやく南京統一政府の成立後の1930年初め、中華民国が西歐式家族法を導入しようとした動きに伴い、蘭印政府が在住華人の「ヨーロッパ人との法待遇の同等化」を現実的な政治日程に想定し、それに備える動きも一時的にみられた²⁸⁾。が、この時も、華人全体をヨーロッパ人と同等化した場合に必要な予算（主にヨーロッパ式法廷の任を務め得る判事の充当費）の不足や、華人を格上げした場合すぐさま予測される、より膨大な人口の「原住民」の不満、彼らのナショナリズムへの対処の困難さなどから、「同等化」は実現しなかった。結局、1940年代のオランダ植民地支配の最後の時まで、華人全体を「丸ごと」ヨーロッパ人と並みの法待遇に格上げする政策変更は、遂に行われないうままだったのである²⁹⁾。「ヨーロッパ人との地位同等化」を主目的とした様々な華人運動も、その点では目的を果たせなかったということになる。

ただし、全華人の地位を丸ごと向上させようとした運動と別に、もっぱら個

人のレベルでヨーロッパ人身分を目指し、かつ取得に成功した華人たちも少数ではあるが存在した。「国籍」の多重性という観点からみると、彼らは受動的というよりむしろ積極的に複数の国籍、ないし臣民身分などに準ずる法的地位を取得し、それらを状況に応じて使い分け利用しようとする人々だった点で、注目に値する。

19世紀半ば以来「原住民と同等視される者」に位置付けられた華人が、「ヨーロッパ人と同等視される者」になる抜け道は、吉田 [2002:134-136] によれば、1854年統治法の成立時点から幾つか存在していた。第1に総督令による行政裁量ととしての同等視である。これを許可された者の姓名が官報に記載されたことから、彼らは「官報上のヨーロッパ人」(Staatsblad-Europeanen) と呼ばれることになる⁹⁰。1884年の司法長官通達から窺える同等視の基準は、キリスト教の信仰告白、オランダ語の十分な読み書き能力、ヨーロッパ的思考と習慣の中での育成、ヨーロッパ社会への完全な適合などの要件を満たすことであつたらしい⁹¹。第2は婚姻によるオランダ国籍の取得である。これは主に非オランダ人の女性がオランダ人と法律に則った結婚をした場合、民法典6条の規定に従いオランダ国籍を、同時にヨーロッパ人としての法的地位を得られるものだった。第3は帰化である。1850年の国籍法は、23歳以上、本国あるいは植民地での6年間の継続居住、更なる継続居住の意志表明を要件に、帰化を認める例外的措置を定めていた。第4に認知である。オランダ人男性と原住民（及びそれと同等視される）女性との正当な婚姻に基づく嫡出子、並びに非嫡出子であっても父の認知を受けた子は、オランダ国籍と同時に統治法上のヨーロッパ人の地位を取得することができた。

しかし、これらのうち、第1の総督令による同等視は、特に初期はモルッカ諸島などの原住民キリスト教徒がほとんどであり⁹²、第2はオランダ人と正式な婚姻をした少数の女性に限られていた（オランダ人と原住民女性のカップリングは、ニヤイと呼ばれる妾制度によるものが一般的であった）。第4の認知

はほとんど欧亜混血人（ユーラシアン）に関わる問題であった。また、第3の帰化も、実際には、オランダ本国に移住した上で要件を満たす必要があった。仮に当時の交通事情の困難を乗り越えてそのような要件を満たしたとしても、帰化はあくまで例外的措置とみなされており、審査にあたる行政当局は、申請者のオランダ社会への適応のほどや、生計手段、良好な社会的評判を検討した上で判断することになっていたから、少なくとも統治法の成立時点で、原住民（及びそれと同等視される者）が帰化することは、事実上不可能であった〔吉田2002:135-136〕。

「原住民と同等視」された華人が、より実際的にオランダ市民（Nederlander）の身分を取得する道は、1907年の「帰化法」である程度開かれた。しかし、その条件として、オランダ語の会話能力、一定以上の財産所有などが審査された上、兵役義務や相続財産の男女子への均等配分などが課せられたため、これによって実際に帰化手続きをし、ヨーロッパ人と同等の法的地位を得た華人は、1920年センサスの時点で528人とどまるとされる³⁹。これは当時の華人人口の千人に一人程度に当たる。

ここまで述べてきたのは、何らかの形で「オランダ市民」となることによって、同時に「ヨーロッパ人と同等視される者」の地位を得る方法であるが、20世紀初頭以降の蘭印華人にとっては、全く別の経路で「ヨーロッパ人」の地位を得る抜け道が存在した。それは「台湾籍」を得る（あるいはもともと台湾籍である）ことを通じて、「日本人」の地位を得、ひいては1899年の日本人法に従ってヨーロッパ人と同等の法的待遇を獲得する、という手段である。日清戦争後の1895年下関条約によって清から日本に割譲された台湾の人々は、1897年3月台湾総督府の定めた「臺灣住民分限取扱手讀」によって、「日本帝国臣民」となった〔中村1980：424-425〕。1908年日蘭間に領事条約が結ばれ、翌年蘭印に日本領事館が開かれると、台湾人の国籍をめぐるオランダとの交渉が行われた。当初は一般の日本人と区別して、在台湾オランダ領事の査証が

必要とされたが、翌1910年にはその査証も不要となり、台湾人が法的に「日本国籍」であることが認められる形となった [中村 1980 : 431]。

日本籍であることは中国や台湾で事業を行う上でも有利なため、日中間で盛んに（不正に）売買されていた [中村1980 : 425-428]。蘭印ではむしろ法的に有利な「ヨーロッパ人」待遇を得られるため、台湾からの来住者が増えるほか、ながらく台湾を離れ定住している者や、台湾と関係のない者まで、あの手この手で台湾籍ひいては日本籍を得ようとするケースが増えた。例えば、多くの華人が台湾に赴き、500円程度で土地を購入し、日本籍を取得したという⁶⁰。蘭印在住の台湾籍民は1909年頃には東ジャワの州都スラバヤ方面に僅か30名程度だったのが、1930年の調査では684人（うちジャワ在住者657人）に増えた。この時点で蘭印在住の日本籍者の約6人に1人が台湾籍民であった計算になる。また、その台湾籍民の6割以上が商業関係者であったとされる⁶¹。1899年の日本人法が「ヨーロッパ人との同等化」を希求する華人運動勃興の一因となったことは先述したが、その中でも「言語、挙動、服装に至るまで中国人と同様」な台湾籍民が日本人と同様の待遇を得られるようになったことが、蘭印の華人社会に大きな刺激を与えたことは、近年、改めて指摘され始めている⁶²。

台湾籍つまりは日本籍であること、同時にヨーロッパ人の法待遇を得られることを商業活動に最大限に活用して、経済的に最も成功した蘭印華人として、当時から知られ、近年アジア経済史を中心とする研究者から注目を集めている人物に、郭春秧がいる⁶³。彼は、1859年福建省同安县に生まれたが、1876年中部ジャワのスマランに渡り、1894年以降、伯父が設立した郭河東会社の経営に携わる。1911年に会社代表となってからは、地元の農産物集荷のほか、とりわけ第一次大戦期に、台湾から蘭印への茶の輸入とジャワからの砂糖輸出の二大事業を通じて巨利を得た。その過程で、台湾を足がかりに蘭印など東南アジアへの「南進」を図る日本の官民と密接な関係を結んだほか、オランダ金融機関や商事会社との関係も築いていたし、ジャワにあっては在地華人社会の商

業ネットワークも存分に活用している。さらに中国本土への関心も高く、辛亥革命への資金的支援や故郷福建での教育・公共事業への寄付も行なったことが知られている。これらの活動の基盤として、彼は中国籍とオランダ臣民籍という「二重国籍」に加え、台湾籍ひいては日本籍さらには「ヨーロッパ人と同等の法的地位」を時と場所に依じて使い分け、利用した³⁹。

郭春秧は、日・中・蘭印籍以外に英国籍（大英帝国臣民籍）をもある時点で取得し、1920年代半ば以降には、おそらくそれを利用して香港に事業拠点を移す³⁹。当時まだ世界最強と目され、アジアにも多くの植民地と通商ネットワークを有した大英帝国の臣民籍を持つことは、国際商業に携わる人間にとって利便性が高かったろう。かくして、日本・中国や居住国籍に英国籍をも加え、2～3以上の「国籍」を所持することは、ひとり郭春秧に限らず、東南アジアの台湾籍民一般にみられたらしい⁴⁰。

ただし、こうした機会主義的な多重国籍者の存在や活動が比較的鷹揚に許容されていたのは、概ね1910年代までである。1920年代に入ると、日本の在南洋領事館の間でも、郭春秧を代表的事例として挙げながら、複数国籍の便宜的な使い分けを問題視する動きが出始める [工藤 2005a:15-16]。日本のみならず、熾烈な帝国主義的競争の末に第一次大戦を経た欧米列強が、植民地住民を含めたあらゆる人々の「帰属」と「忠誠」をより厳密に管理統制する必要について共通認識を抱き始めたことが、やがて1930年のハーグ条約に代表される「一人一国籍」の原則確認へ向かう一つの要因であったと思われる。

さらに第二次大戦を経て植民地体制も崩壊し、国際規範としての国民国家体系の確立へ向かう20世紀の大きな潮流からみると、郭春秧のような能動的「多重国籍」者の存在は、帝国主義時代のはざまを縫って咲いた徒花であり、ごく一握りの人々に限られた現象に過ぎなかったとみることもできる。逆に、国民国家体系の限界や虚構性、ナショナリズムの負の側面がますます露わになった今日、喧伝される「ボーダレス化」を先取りしていたかのように、「東アジ

ア一带を見据えて柔軟に国境を超えていった」〔工藤 2005b:23〕人々としてポジティブに再評価することも可能である。

おわりに

序論で述べた通り、本稿は20世紀前半を中心とする蘭印華人の「国籍」やそれに関連する法的地位の錯綜した状況を、通説とはかなり異なる側面に光を当てながら整理することを主眼にした。その際「歴史的に考察」として述べた含意は二つある。一つはなるべく当時の状況に即して当該の時代そのものを理解するように努めることである。もう一つはその後に続く時代や今日の観点から振り返ってどのような意味を見出し得るのかを考えることである。

後者の立場から何事かを言うには、本稿に記した蘭印期とりわけ20世紀前半の状況が、日本軍政や独立戦争を経て、20世紀中葉から後半にかけてのインドネシア華人の「国籍問題」や「華人問題」の諸局面に、どのように接続していったのか、つぶさに検証し直す必要がある。その際、1958年のインドネシア国籍法が血統主義を採用した経緯や意味の研究、冷戦期の台湾との関係を含めた研究などは、筆者自身を含め、全くなされていなかったことは既に触れた。それらを課題として残しつつ、現時点である程度確実に言えることは、1950年代以降の「国籍問題」のみならず、今日まで続く「華人問題」全般の基底にある「華人」という住民カテゴリーの区別や、それに基づく華人・非華人間の相互不信や差別、それらを様々な形で助長・利用している国家の役割などが、相当程度、植民地期の制度に由来していることは間違いない、という点である。

ただし、「植民地支配が悪かった」ですむ話では到底なく、国家と国家、国家と住民、住民相互の応酬において、今日まで日々、区別や差別や対立を生む構図が再生産され続けてきたという視点を忘れてはなるまい。また、「華人問題」は決して「国籍」や法的地位だけの問題でなく、それらと密接に関わりつ

つも次元の異なる、社会・経済・文化など様々な領域の問題も絡むことも強調しておく必要がある。

蘭印～インドネシア華人の国籍問題、とりわけ「多重」国籍の実相という本稿の出発点に立ち返るなら、それが「二重国籍」という単純な構図でなく、はるかに複雑だったことは繰り返すまでもないだろう。関係各国や政府以上に問題の当事者たる華人たち一人一人の人生（それはしばしば半世紀を上回る）の時間軸の中で余儀なくされた変化や断絶、また同じ家族の中での世代間の相違、さらに各地の多様な華人コミュニティ全体の歴史的な経験という観点に立てば、とりわけ20世紀初頭から中葉にかけての蘭印・インドネシア華人の「国籍」ないし法的地位は、「二重」をはるかに上回る多元性・重層性に特徴づけられていた（30ページのチャート図参照）。

最後に、20世紀初頭から中葉にかけての東南アジアで、とりわけ華人など移民に由来する人々の「国籍」が重層しつつ変遷した諸要因をやや一般的に整理するなら、次の諸点が挙げられよう。（1）資本主義的植民地開発や交通技術の進展を背景とした、大量の人間の地域間移動と定着、および新世代の再生産。（2）諸帝国による国家領域としての地理空間の分割、国境の確定。（3）国境を超える人流や領域内の住民に対する国家の把握管理の開始と強化。（4）国籍決定要件の世界的不統一。（5）帝国一般が本来的に持つ多様な住民の包摂性。（6）植民地帝国の「入れ子」構造。（7）前二項の基盤および結果たる、域内住民の区分と差別待遇。（8）諸帝国の解体・瓦解。（9）国民国家形成とその基礎的条件としての住民の国籍確定への動き。（10）冷戦下における「二つの中国」の分立・対立、およびそれぞれの東南アジア諸国との関係の紆余曲折。（1）～（10）の諸現象が、人の一生の丸々収まる半世紀ほどの間に起きたことも、20世紀という激動の時代を国籍の観点から考える上で重要であろう。

付記 本稿は、2005年3月21日に京都大学文学研究科での「帝国システムの政治・文化的比較研究」研究会で発表した、「《七つの国籍》のはざまで— 蘭印〜インドネシア華人の法的地位」と題する考察を基にしたものである。報告の機会を与えて下さった紀平英作先生と諸連絡の労をとって下さった吹戸真美氏に感謝申し上げます。また、貴重な資料・情報を提供して下さいました王柯先生（神戸大学）と工藤裕子氏にも御礼申し上げます。

【註】

- (1) 第2次大戦後、中国系移民や子孫が最も多く住んでいた東南アジア地域が次々と独立し国民国家統合を進めるのに従い、それぞれの居住国の国籍を取得した者を華人、中国や台湾籍を保持する者を華僑と呼び分ける方法も徐々に普及した。しかし、本稿のように、まだ植民地支配が優勢で国籍帰属も曖昧だった20世紀前半を扱う歴史的考察には、この華僑と華人の区別は全く有効でない。そこで、国籍や出生地、政治・文化的志向の如何に関わらず、中国系の移民とその父系の子孫を全て（広義の）華人と総称する。
- (2) 正式名称は「複数の国籍法の抵触に関連する特定問題群についての条約」(Convention on Certain Questions Relating to the Conflict of Nationality Laws)。1930年4月12日ハーグで締結され、同年7月1日発効した。<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Forest/4037/un/hague-1930.htm> で英文の全文を参照することができる。ただし、タイトル訳は筆者による。
- (3) 高木・末延・宮沢 [1957:405]。第15条2項では「何人も、ほしいままにその国籍を奪われることなく、また、その国籍を変更する権利を否認されることはない」と続く。
- (4) 国籍唯一原則を強調したハーグ条約が両大戦の戦間期に締結されたことは、20世紀の戦争が臣民や国民を総動員する総力戦となったことや、ある国の成員であること（国籍帰属）が兵役義務と直結するようになったことと深く関係していよう。
- (5) 近代に大量の人々が移動するようになった複合要因として、植民地支配と手を携え

ながら世界に拡大した資本主義、それが要請する経済開発と国際的労働市場の形成、科学技術の驚異的な進歩とりわけ交通・通信技術における革新とその大衆化、戦争や革命などの政治的動乱、などを最低限挙げねばならないだろう。

- (6) 1990年代中葉の時点で、なお残るインドネシアの華人問題について「華人」というカテゴリーの政治・社会的な創出・維持・再生産という観点から考察した拙稿 [2000] を参照。
- (7) Willmott [1956], Coppel [1970] は英語で書かれたものの中では最も緻密で典拠もしっかりしているが、出版時期がかなり古く、その後の研究を反映できていない。Coppel [2002] は最新の研究動向を取り入れ、特にオランダ本国と蘭印の相互作用については貴重な情報を含む。反面、中国や台湾・日本など東アジア情勢に関する考察が弱い。蔡 [1993] には有用な情報もあるが、本稿の諸所で指摘するように、基本的事実の誤認もかなり見受けられ、注意して用いる必要がある。これら以外にも、インドネシア華人やオランダ・蘭印・インドネシア全体に関する諸研究の中で、やや断片的ながら華人の国籍や法的地位に触れた重要な情報も多いので、本稿ではそれらを比較検討しながら活用してゆく。
- (8) 「臣民(権)」、「市民(権)」と「国籍」の違い、また「人種」と法的地位の関係については、蘭印での実際の適用・使い分けのされ方に即し、本文次節以降で具体的に記述してゆく。
- (9) 吉田信の研究 [2002:116-117] によれば、フランス革命に伴う本国のフランス支配と、東インド植民地のイギリス支配を脱した後、オランダ王国政府は、1818年、1827年に植民地統治の法制化を試みるが、これらは公布されなかった。1830年と1836年にも統治法が施行されたが、それらの内容は特定の事項に限定されており、植民地統治にとって部分的な意義しか有していなかった。
- (10) ファーニバルのいう複合社会とは、「二つ以上の要素ないし社会秩序が、一つの政治的単位の中で、融合することなく、隣り合わせに並存している社会」のことである。インドネシアをはじめ東南アジアの植民地社会の構造についての概説書には必ずといってよほど紹介され、権威化した。それに伴い、彼の説明枠組である「ヨーロッパ人/外来東洋人/原住民」という三つの住民カテゴリーが、あたかも植民地期を通して継続していたかのような記述がしばしば見受けられる。例えばインドネシア史の碩学の

一人であるオンホッカムでさえ、「1854年の統治法で、ヨーロッパ人/外来東洋人/原住民が法的呼称となり、…各々別の法体系に属した」[Onghokham 1989:160]と書いているが、誤解を与える表現である。

- (11) 1854年統治法の原文と詳しい法的注釈は、Gautama [1958:38-40] を参照。著者 Gautama は彼自身、インドネシア華人の法学者である。1958年に初版が出されたこの著作は、もともと国籍問題に対処する上での実用書として版を重ねてきているが、オランダ法学に対する深い造詣に基礎づけられた本文に加え、付録として関連法令が豊富に収録されていることにより、華人の国籍や法的地位の変遷について学術的に研究する上でもきわめて有用な参考書・資料集と位置付けられる。なお、蔡 [1993:116] は1854年統治法109条で「准ヨーロッパ人」に日本人が含まれていたと記述しているが、これは明白な誤りである。本稿3節で述べる通り、日本人は彼のいう「准原住民」の方に分類されており、「ヨーロッパ人と同等の法的地位」を得るのは1899年以降のことである。
- (12) 永積によれば、1854年以降、原住民キリスト教徒のヨーロッパ人身分への編入は廃止された。
- (13) 1925年の東インド国家組織法（特に163条）の制定を重視するのは、文中に挙げた Coppel のほか、Fasseur [1994:49] 及び吉田 [2002:138] である。深見 [1997:42] は、1919年に統治法の一部改正で三区分が明瞭に規定され、1925年の東インド国家組織法にも引き継がれたとする。このほか、Suryadinata [1993:83] は1907年に三分法が法制化されたと記述するが、具体的な論拠は挙げられていない。おそらく、この年の統治規則 (Regerings Reglement 1907) で、「ヨーロッパ人、原住民、外来東洋人に各々異なる民事法が適用された」[Vasanty 1971:356 note 3] ことを指しているものと思われる。
- (14) 以上については、Cator [1936:49-50], Willmott [1956:2], [1960:19], 吉田 [2002:13] などを総合した。
- (15) 1860年以降ほぼ5年ごとの「植民地報告」を主たる典拠とする華人人口の推移が [Volkstelling 1930 Deel VII: 48] にまとめられている。また、1899年「原住民・アラブ人問題顧問官」が主要な植民地都市に置かれたのに対し、翌1900年「中国人問題顧問官」が別途設置されている [Yamamoto 1989: 52]。外来東洋人の中でも華

人に次ぐ人口のアラブ系住民は、イスラームという宗教を大多数の原住民と同じくすることから、そちらと一括して監視の対象にされたものと思われる。

- (16) 1920年の国勢調査を分析した [Coppel 1973] および [Volkstelling 1930] に拠る。
- (17) 「中国人 (Chinezen)」こそ、東インド会社時代以来、中国系住民に対するオランダ側の一貫した総称であるが、それでも18世紀から19世紀初頭までは、多くがムスリムでもあったプラナカンを中国人の「亜種」と捉える認識と制度が残っていた。19世紀後半からはそれが消えた。生まれと文化の混血性に焦点を当てたプラナカン史の素描として拙稿 [2003] を参照。
- (18) ちょうど20世紀に入る頃、蘭印植民地はいわゆる「倫理政策」の時代を迎えていた。倫理政策には様々な側面があるが、社会経済的に立ち遅れた「原住民」の保護・育成が一つの基調であり、その文脈では華人は原住民を搾取する存在として倫理政策派のオランダ人からも敵視された（典型的には華人の高利貸しを規制し、国営質屋などの庶民金融機関が整えられた）。また、この時期、19世紀半ばから後半に植民地財政を支えた阿片などの請負制度が廃止に向かい、それを担ったプラナカンたちは、請負制度と共に（旅行制限を免除・緩和されることによって）発展させてきた商業ネットワークもろとも、経済的基盤を掘り崩されつつある、という危機感を抱いていた。[Williams 1960], [白石1972-73] など参照。
- (19) 以上に列挙した華人への差別的待遇については、主に THHK [1950:14-15]、Willmott [1956:2-7]、Williams [1961:40]、白石 [1972:42-43, 64-65], [1973:39-41], Suryadinata [1981:72, 138-140], [1993:77-86], Onghokham [1989:158-161], Rush [1990:15] などを参照・総合した。
- (20) 特に居住区指定制度と旅行制限制度、恣意的な運用で悪名高かった警察裁判制度などは、1904年頃から1910年代にかけて廃止される。同じ頃、服装・髪型の制限もなくなる。公教育については、1908年以降、華人子弟向けのオランダ式学校 (HCS) が主だった都市に設立され始める。これらの経緯の典拠は註19とほぼ同じである。
- (21) 刘华 [2004:10-46] は1910年国籍法にかなり先だつ1868年、清朝が米国との間に結んだ蒲安臣条約（バーリングゲーム条約、天津条約への追加協定）を「華僑の国籍に関する最初の二国間条約」だとして、その歴史的意義を強調している。

- ㉒ この顛末は Suryadinata [2002:171] に引用されている。その典拠となった北京大学の Li Guilian の論文「晚清国籍法与国籍条例」『法学研究』70号（1990年）は残念ながら未見である。清から中華人民共和国までに至る中国側の国籍法の原文は刘华前掲書を参照した。
- ㉓ 以上の記述のうち、オランダ臣民法自体の原文を含めた解説は主として Gautama [1958:47-72] を、華人運動の展開や「原住民」の運動との関係については、Williams [1960], Suryadinata [1981], 白石 [1972-73] などを参照。
- ㉔ 領事条約に向けた清・オランダ間の駆け引きの過程、両国国籍法との関係、締結された条約の意味合いなどについては、満鉄東亜経済調査局 [1940(1986):143-149]、蔡 [1993:116-120]、Suryadinata [2002: 171-172] などを主に参照。
- ㉕ 中華民国の国籍法には、1912年に北京政府が発布したもの、1914年にそれを改正したもの、1929年北伐後の統一南京政府がさらに再改訂・公布したものがあるが、ふつう1929年のものが代表的に言及・引用されることが多い。いずれも第1条で「出生時、父（父が不明などの場合は母）が中国人である者」が中国国籍に属する、と規定し、血統主義を基本にしている点で変わらない。刘华 [2004] 参照。
- ㉖ オランダの国籍法制定をめぐる動向については、ほぼ吉田 [2000], [2002] と Gautama [1958] に依拠した。蔡 [1993:116-117] は、1892年の「オランダ国籍及び居住権に関する法律」を「オランダの制定した最初の国籍法」だとするが、1850年の法律（正式名称は Wet van 28 Juli 1850）を「1850年国籍法」と捉え、その成立過程と内容、意義を詳細に検討した吉田の議論の方が説得的である。吉田 [2000:24, 32], [2002:125] によれば、1850年国籍法に先だち、1838年に施行された民法典5条から12条に国籍規定があり、「オランダあるいはその植民地においてそこに定住している両親から生まれた者」をオランダ人と定めていたが、植民地に対して1848年に施行された民法典からは国籍規定が削除されたため、民法典による国籍規定は本国でしか効力を持たない状況となっていた。
- ㉗ バタビアにおける最初の中華会館設立が、日本人法の成立の翌1900年だったことから、蘭印の華人運動をとりあげた研究で、この因果関係に触れないものはない。同中華会館の設立50周年記念冊子にも「とりわけオランダ人と同列に置かれた日本人に比べ、我々華人は然るべき地位を得ていない、と感じられた」ことが1900年設立の動

因として最初に挙げられている [THHK 1950:14]。日本人法自体を対象にした数少ない研究、Henricus Lijnkamp による *De "Japannerwet"* (Utrecht: N.V. A. Oosthoek's Uitgevers Maatschappij, 1938) にも、同法が「これに反発した中華系住民の民族意識の覚醒を促すこととなった」との指摘があるという [吉田 2002:137]。ただし、華人運動の勃興には、清朝政府・変法派・革命派など中国側諸勢力からの働きかけや、蘭印における倫理政策の開始と共に華人の経済的・社会的基盤が掘り崩される危機意識が高まったことなど、複合的要因があったことは、本稿の註 18 で触れた通りである。日本人の「ヨーロッパ人との法的地位の同等化」が、裁判などにおいて実際どのような待遇の違いを華人との間にもたらしたかについては、[Coppel 2002:134] に具体的描写がある。

- 28 この 1930 年の中華民国、オランダ政府双方における動きは [Coppel 2002:138] に整理されている。また、当時この動きを注視していた蘭印華人の様子は、*Djawa Tengah Review* 1929 年 12 月号 6-7 頁、1930 年 6 月号 7-9 頁などに覗える。
- 29 華人や原住民の法的待遇に関しては、オランダ支配層（政治家・植民地官僚・法学者など）の間で必ずしも意見の一致をみていたわけではなく、19 世紀以来、全住民に一元的な法を導入すべきと主張する「統一派」と、ヨーロッパ人と他を峻別し、とりわけ原住民には各種族ごとに伝統的な慣習法（アダット）を適用すべきとする「アダット派」の対立がみられた。紆余曲折を辿った両派の応酬については [Fasseur 1994]、[Coppel 2002] を参照。蘭印華人とりわけプラナカンの中には、華人ましてや原住民をヨーロッパ人と「同等化」することが植民地支配の根幹に関わる（従ってあり得ない）ことを見抜き、ヨーロッパ人との同等化でなく、蘭領東インドに代わっていずれ実現する（べき）独立国家で「インドネシア人」となる人々（その中心となる「原住民」）との連帯を唱える勢力も、1930 年代に少数ながら出現した。その組織インドネシア華人民党 (PTI) の活動と植民地下における挫折について、拙稿 [1993] で分析した。
- 30 Coppel [2002: 133-134] は、総督令によって「官報上のヨーロッパ人」となる道が、「原住民（及びそれと同等視される者）」に開かれたのは、1871 年だったとしている。
- 31 以上は吉田によるが、Gautama [1958:41] は、同等化の要件として 1884 年までは

ヨーロッパ人社会への完全な適応能力 (volkomen geschiktheid)、1884年まではキリスト教の信仰が依然求められ、1913年に至ってようやく関連する法的要件が重視されるようになったとしている。

32 吉田 [2002:134-136] による。Coppel *ibid.* は、吉田の論とやや異なり、「官報上のヨーロッパ人」の大半がヨーロッパ人と結婚した女性とその子供だったとしている。1881年から1940年の蘭印における、移民を除く「ヨーロッパ人」人口増加の3分の1以上はこのような人々であったという。Endeman [1986:55] は、「官報上のヨーロッパ人」となった当時の「原住民」や華人が「オランダ人よりオランダ人らしく」振舞おうとするが、出身コミュニティから疎外され、オランダ人社会からも十全に受け入れられない中途半端な存在になっていた様子を描写している。ただし、Endeman は、1913年に東インド党の指導者スワルディ・スリヤニングラットが植民地支配を批判した論文を解説する中で上述の描写を行っていること、「官報上のヨーロッパ人」の地位を「オランダ市民としての地位」(Burgerlijke Stand) とも言い換えていることなどから、本文中で次に述べる1907年の帰化法により「オランダ市民」の地位を獲得した人々を指してこの記述を行っている可能性もある。

33 満鉄 [1940 (1986) :145]、中村 [1980:67]、Suryadinata [1971:10 footnote26]、およびマックネヤ [1945:102-103]。最後のマックネヤ訳書の原本 [MacNair:1933] は、満鉄 [1940] 該当箇所の主要な典拠ともなっており、わが国では東京の国立教育政策研究所・教育研究情報センター教育図書館に所蔵されているが、劣化のためか館外貸出し・複写とも禁じられており、残念ながら本稿脱稿までに閲覧する機会を得られなかった。訳書によれば、「1907年の終りに近く、…欧州人と同一の商法並びに民法を適用され得るといふ所謂、『同化法』(Assimilation Law) が可決された」と「同化法」という表現も用いられている。他方、Gautama [1958:41 footnote76] は、MacNair 原書が、ヨーロッパ人との地位同等化 (オランダ語の *gelijkstelling*) を帰化 (英語で *naturalization*) と訳していることについて、「これは国籍 (インドネシア語の *nationalitas*) に関する法ではなく、住民グループの差異を制限したものに過ぎない。彼のような専門家でさえこの点を取り違えている」と批判している。Willmott [1956:6] には、“In 1917 a new measure allowed certain individual Chinese or Indonesian to “assimilate” themselves to Dutch legal status”

という記述があるが、それ以上の具体的内容も典拠も示されておらず、1907年の法を指しながら、1917年と誤記した可能性もある。また、満鉄 [1940(1986):146] は、小林 [1931:275-6] に依拠して、「オランダ当局は、…1908年に在住華僑を強制的に和蘭国籍に移し、以って支那との関係を断絶せしむる手段を採り、ここに清蘭両国間に数次外交上の応酬を見るに至った」と記しているが、ここでいう「1908年の強制移籍」が具体的にどのような法的措置を指すのか、不明である。

34) Gautama [1958: 43 footnote 88], 工藤 [2005a: 10, 12-15], Lohanda [2002: 101]。このうち、工藤 [2005a:2-3] によれば、蘭印における台湾籍民は渡航の時期や動機によって大きく4つのパターンに分類できる。すなわち、①元々蘭印に居住し、日本の台湾領有に伴って自動的に日本籍を取得した台湾出身者、②ヨーロッパ人待遇を得るために何らかの方法で台湾籍を取得した蘭印在住の華人、③日本の領台後、特に大正期の南進ブーム以降に台湾から自発的に蘭印に移住した台湾人、④第二次世界大戦中に軍属として蘭印に渡った台湾人、がそれである。このうち、①の「日本の台湾領有(1895年)に伴って自動的に日本籍を取得」という表現には若干留保が必要である。本文中に中村の研究を引いて示した通り、1895年の日本の領有後、1897年にはじめて台湾住民の日本帝国臣民の地位が確定し、蘭印在住者の地位確定も、1909年の在蘭印日本領事館開設後の交渉と確認作業が必要だったからである。

35) 以上、中村 [1980: 431] および工藤 [2005a: 3] による。

36) わが国では中村 [1980:76] がこの事実の「再発掘」において先駆的である。工藤 [2005a: 8] によれば、植民地期のジャワを旅行した竹越興三郎は、清国人の兄と台湾人の弟と出会った時の話を次のように記している：「聞く所によれば兄弟等しく三十万の財産あり。而して兄は清国人たるがため、三千円の租税を徴収せられ、弟は日本人なるがため、一千五百円に止まると云ふ。其の如くして支那人の間に生ずる問題は、何故に同一人種にして、一人は痛苦あり、一人は幸福なるかと云ふにあり。」

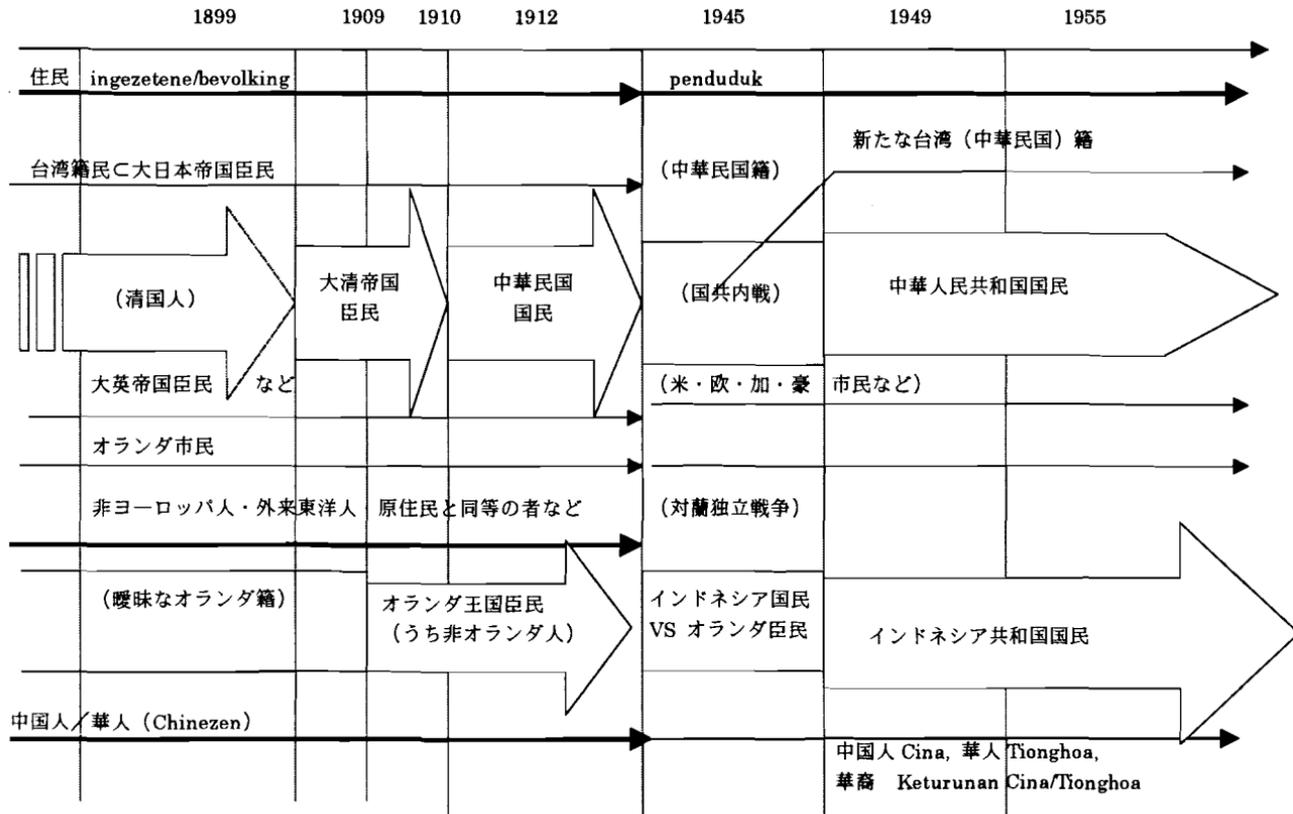
37) 以下、郭春秧について、林 [2000] 以外はもっぱら工藤 [2005a], [2005b] に依拠した。工藤の前者は卒業論文、後者はそれを約半分に縮めて発表されたものである。後者の方がコンパクトにまとめられている(基本的な論旨は同じである)が、こまごまとした情報は前者の方が豊富なので、本稿での引用はご本人の許可を得た上で、オリジナルの卒論である前者の方から行っている。なお、郭春秧に関する先行研究とし

て Peter Post [2002] もあり、工藤によって批判的に引用されているが、筆者は未見である。

- 38) 以上、主に工藤 [2005a], [2005b] に拠る。なお、福建生まれの郭春秧がいつどのように台湾籍を得たのか明らかでないが、遅くとも1906年頃までに台湾総督府に直接働きかけることによって獲得したと推測されている [工藤 2005a:17-18]。
- 39) 工藤 [2005a:26-27] によれば、その一因は第一次大戦後、蘭印政庁によって課されようとした戦争利益税の負担から逃れることだったとみられる。郭は1935年に香港で歿し、葬儀は台湾で営まれた。
- 40) 台湾籍民に関しては、林 [2000:6] が日本外務省外交史料館文書に基づいてそのように述べている。このほか、郭春秧同様スマランを本拠とする砂糖輸出を中心に、蘭印随一にして東南アジア最初の華僑財閥をなしたと称される黄仲涵も「オランダ、イギリス、或いは日本に入籍帰化していた」との説がある [蔡 1993:81]。(黄仲涵は蘭印生まれだが最終的にシンガポールに本拠を移し、そこで歿した)。また、商人や企業家でなく、文筆家にもみられた事例として、1920年代から30年代にかけてやはりスマランを本拠にジャーナリストとして活躍した Chan Kok Cheng も、一般には蘭印・インドネシア華人として知られるが、英領海峡植民地生まれで英国臣民籍を持っていた。面白いことに、Chan は註29で触れた「インドネシア志向」の華人政党 PTI の中部ジャワにおける精力的なスポークスマンであった。つまり「英臣民」でありながら「インドネシア・ナショナリズム」を鼓吹していたことになる(彼は第2次大戦後の1959年にインドネシア国籍を取得する) [Suryadinata 1995:11]。

20世紀前半 蘭印～インドネシア華人の潜在的・確定的な「国籍」及び法的地位の重層・変遷概念図

© 貞好



言及・参考文献

- 蔡仁龍 (Cai Ren Long) (唐松章訳), 1993, 「インドネシア華僑国籍問題の発生とその変遷」, 蔡仁龍『インドネシアの華僑・華人—その軌跡と現代華人企業の行方』所収, 東京: 鳳書房.
- Cator, W. J., 1936, *The Economic Position of the Chinese in the Netherlands Indies*, Oxford: Basil Blackwell.
- Coppel, Charles, 1970, "The National Status of the Chinese in Indonesia", *Far Eastern History* (Department of Far Eastern History, The Australian National University), No.1, pp.115-139.
- , 1973, "Mapping the Peranakan Chinese in Indonesia", *Far Eastern History*, No. 8: pp.143-167.
- , 2002, "The Indonesian Chinese: 'Foreign Orientals', Netherlands Subjects, and Indonesian Citizens" In Barry Hooker ed., *Law and the Chinese in Southeast Asia*, Singapore: ISEAS, pp.131-149.
- Endeman (Mohammad Dahlan Mansoer), 1986, *Dr. Cipto Mangunkusumo: Pahlawan Pergerakan Nasional*, Jakarta: Balai Pustaka.
- Fasseur, C., 1994, "Cornerstone and Stumbling Block: Racial Classification and the Late Colonial State in Indonesia", in Robert Cribb(ed.), *The Late Colonial State in Indonesia: Political and Economic Foundations of the Netherlands Indies 1880-1942*, Leiden: KITLV Press, pp.31-56.
- 深見純生, 1997, 『『印欧人』の政治社会史——血統主義と属地主義の相剋』『東南アジア研究』35巻1号, pp.31-54.
- Furnivall, J. S., 1939 (reprinted 1967), *Netherlands India: A Study of Plural Economy*, London: Cambridge University Press.
- Gautama, Sudargo, 1958, *Warga Negara dan Orang Asing: Berikut Peraturan dan Contoh-contoh*, Bandung: Alumi.
- 小林新作, 1931, 『支那民族の海外発展』東京: 海外社.
- 工藤裕子, 2005a, 「インドネシアの華人社会と台湾籍民——郭春秧の商業活動をめぐ

- る一考察」早稲田大学第二文学部歴史民族系専修卒業論文。
- , 2005b, 「ジャワの台湾籍民——郭春秋の商業活動をめぐって」『歴史民俗』(早稲田大学第二文学部 歴史・民俗系専修卒業論文選集)。
- 刘华 (Liu Hua), 2004, 『华侨国籍問題与中国国籍立法』広州: 广东人民出版社。
- 林満紅, 2000, 「华商と多重国籍——商業的リスクの軽減手段として (1885-1935)」, 神戸華僑華人研究会『通訊』41号 (2000年11月18日に行なわれた同研究会第82回例会での報告要旨、瀬川牧世訳出)。
- Lohanda, Mona, 2002, *Growing Pains: The Chinese and the Dutch in Colonial Java, 1890-1942*, Jakarta: Yayasan Cipta Loka Caraka.
- マックネヤ (近藤修吾訳) 1945, 『華僑: その地位と保護に関する研究』京都: 大雅堂 (原書 H. F. MacNair, 1933, *The Chinese Abroad: Their Position and Protection*, Shanghai: Commercial Press)。
- 満鉄東亜経済調査局, 1940 (1986復刻), 『インドネシアにおける華僑』東京: 青史社 (復刻版)。
- 中村孝志, 1980, 「『台湾籍民』をめぐる諸問題」『東南アジア研究』18巻3号, pp.66-89.
- Onghokham, 1989, "Chinese Capitalism in Dutch Java", *Tonan Ajia Kenkyu* 27(2).
- Peraturan Kependudukan dan Kewarganegaraan Republik Indonesia*, 1995, Jakarta: Panca Usaha.
- Post, Peter, 2002, "A Chinese Business Network in Late Colonial Asia", *Journal of Southeast Asian Studies*, 33(2).
- RUSH, James R., 1990, *Opium to Java: Revenue Farming and Chinese Enterprise in Colonial Indonesia, 1860-1910*, Ithaca, Cornell University Press.
- 貞好康志, 1993, 「華人がインドネシア・ナショナリズムを志向した時——コー・クワット・チョンの軌跡より」『南方文化』20輯, pp.3-38.
- , 2000 「スハルト体制末期インドネシアの『華人』カテゴリーをめぐる諸相——中部ジャワ・スマランでの調査より」『国際文化学』第2号, pp.19-34.
- , 2003, 「生き延びる混血性——ジャワのプラナカン華人」『歴史評論』12月号

(通巻644号), pp48-63.

—, 2004「ジャワで《華人》をどう識るか——同化政策30年の後で」加藤剛編『変容する東南アジア社会——民族・宗教・文化の動態』, めこん, pp.61-92.

白石隆, 1972-73, 「ジャワの華僑運動1900-1918年——複合社会の形成(1)-(2)」『東南アジア 歴史と文化』2-3号, pp.35-74; 28-58.

Soepomo, R., 1950, *Undang-undang Dasar Sementara Republik Indonesia: dengan Sekedar Tjatatatan dan Keterangan Dibawah Tiap-tiap Pasal Menurut Pendjelasan dan Djawaban Pemerintah kepada Parlemen R.I.S.*, Jakarta: Noordhoff-Kolff N.V.

Statistisch Kantoor van het Departement van Landbouw, 1923(?), *Statistisch Jaaroverzicht voor Nederlandsch-Indie, Jaargang 1922-1923, 1e stuk*, Batavia: Nijverheid en Handel.

Suryadinata, Leo, 1971, *The Pre-World War II Peranakan Chinese Press of Java: A Preliminary Survey*, Athens, Ohio: Ohio University Center for International Studies.

—, 1981, *Peranakan Chinese Politics in Java* (revised edition), Singapore University Press under the auspices of the Institute of Southeast Asian Studies(ISEAS).

—, 1993, "The State and Chinese Minority in Indonesia", in Leo Suryadinata ed., *Chinese Adaptation and Diversity: Essays on Society and Literature in Indonesia, Malaysia & Singapore*, Singapore University Press, pp77-100.

—, 1995, *Prominent Indonesian Chinese: Biographical Sketches*, Singapore: ISEAS.

—, 2002, "China's Citizenship Law and the Chinese in Southeast Asia" in Barry Hooker(ed.), *Law and the Chinese in Southeast Asia*, Singapore: ISEAS, pp.169-202.

高木八尺・末延三次・宮沢俊義編, 1957年, 『人権宣言集』岩波書店.

THHK Djakarta, 1950, *Hari-Ulang Ke-50 Tiong Hoa Hwee Koan Djakarta*

- (『椰城中華會館五十週年紀念刊』), Djakarta: THHK Djakarta.
- Vasanty, Puspa, 1971, “Kebudayaan Orang Tionghoa di Indonesia” in Koentjaraningrat ed., *Manusia dan Kebudayaan di Indonesia*, Jakarta: Djambatan, pp.353-373.
- Volkstelling 1930 Deel VII, Chineez en Andere Vreemde Oosterlingen in Nederlandsch- Indie*, 1935, Batavia: Departement van Economische Zaken.
- 若林正文・谷垣真理子・田中恭子編, 1995, 『原典中国現代史』, 東京: 岩波書店.
- Williams, Lea, 1960, *Overseas Chinese Nationalism: the Genesis of the Pan-Chinese Movement in Indonesia, 1900-1916*, Glencoe, Illinois: The Free Press.
- , 1961, “The Ethical Program and the Chinese of Indonesia”, *Journal of Southeast Asian History*, Vol. 2, pp.35-42.
- Willmot, Donald, 1956, *The National Status of the Chinese in Indonesia*, Ithaca: Modern Indonesia Project Southeast Asia Program, Cornell University.
- , 1960, *The Chinese of Semarang: A Changing Minority Community in Indonesia*, Ithaca, Cornell University Press.
- 山本敬三, 1984, 『国籍』(増補版) 東京: 三省堂.
- YAMAMOTO, Nobuto, 1989, “The Origin of ‘The Chinese Problem’ in Indonesia: The Colonial State, ‘Racial’ Identities, and Conflicts”, *The Journal of International Studies* (Sophia University), No.23, pp.31-59.
- 吉田信, 2000, 「オランダ国民の形成——1850年国籍法の検討を通して」『神戸法学雑誌』50巻3号, pp.1-56.
- , 2002, 「オランダ植民地統治と法の支配——統治法109条による『ヨーロッパ人』と『原住民』の創出」『東南アジア研究』40巻2号, pp.115-140.